

議案第40号

三重県市町総合事務組合同規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、三重県市町総合事務組合同規約（昭和62年三重県指令地第885号）の一部を変更する規約を次のように定めることについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成25年2月20日提出

松阪市長 山中 光 茂

三重県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約

三重県市町総合事務組合同規約（昭和62年三重県指令地第885号）の一部を次のように変更する。

第14条中「第3条各号」を「第3条第1項各号」に改める。

別表第2第3条第1項第4号に定める事務の項中「志摩市」の次に「、伊賀市」を加える。

附 則

この規約は、三重県知事の許可があった日から施行する。

三重県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約 新旧対照表

改正案	現 行																
<p>(共同処理する事務に係る負担金) 第14条 前2条に定めるもののほか、市町負担金の総額及び負担の割合は、第3条第1項各号(第5号を除く。)に定める共同処理する事務に応じて条例でこれを定めるものとする。</p>	<p>(共同処理する事務に係る負担金) 第14条 前2条に定めるもののほか、市町負担金の総額及び負担の割合は、第3条各号(第5号を除く。)に定める共同処理する事務に応じて条例でこれを定めるものとする。</p>																
<p>別表第2(第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="233 752 788 1684"> <thead> <tr> <th>共同処理する事務</th> <th>共同処理する市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3条第1項第1号から第3号まで及び第6号に定める事務</td> <td>別表第1に定める市町</td> </tr> <tr> <td>第3条第1項第4号に定める事務</td> <td>津市、四日市市、桑名市、鈴鹿市、名張市、亀山市、鳥羽市、いなべ市、志摩市、伊賀市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町</td> </tr> <tr> <td>第3条第1項第5号に定める事務</td> <td>津市、伊勢市、桑名市、いなべ市、志摩市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町</td> </tr> </tbody> </table>	共同処理する事務	共同処理する市町	第3条第1項第1号から第3号まで及び第6号に定める事務	別表第1に定める市町	第3条第1項第4号に定める事務	津市、四日市市、桑名市、鈴鹿市、名張市、亀山市、鳥羽市、いなべ市、志摩市、 伊賀市 、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町	第3条第1項第5号に定める事務	津市、伊勢市、桑名市、いなべ市、志摩市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町	<p>別表第2(第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="839 752 1394 1684"> <thead> <tr> <th>共同処理する事務</th> <th>共同処理する市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3条第1項第1号から第3号まで及び第6号に定める事務</td> <td>別表第1に定める市町</td> </tr> <tr> <td>第3条第1項第4号に定める事務</td> <td>津市、四日市市、桑名市、鈴鹿市、名張市、亀山市、鳥羽市、いなべ市、志摩市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町</td> </tr> <tr> <td>第3条第1項第5号に定める事務</td> <td>津市、伊勢市、桑名市、いなべ市、志摩市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町</td> </tr> </tbody> </table>	共同処理する事務	共同処理する市町	第3条第1項第1号から第3号まで及び第6号に定める事務	別表第1に定める市町	第3条第1項第4号に定める事務	津市、四日市市、桑名市、鈴鹿市、名張市、亀山市、鳥羽市、いなべ市、志摩市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町	第3条第1項第5号に定める事務	津市、伊勢市、桑名市、いなべ市、志摩市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町
共同処理する事務	共同処理する市町																
第3条第1項第1号から第3号まで及び第6号に定める事務	別表第1に定める市町																
第3条第1項第4号に定める事務	津市、四日市市、桑名市、鈴鹿市、名張市、亀山市、鳥羽市、いなべ市、志摩市、 伊賀市 、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町																
第3条第1項第5号に定める事務	津市、伊勢市、桑名市、いなべ市、志摩市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町																
共同処理する事務	共同処理する市町																
第3条第1項第1号から第3号まで及び第6号に定める事務	別表第1に定める市町																
第3条第1項第4号に定める事務	津市、四日市市、桑名市、鈴鹿市、名張市、亀山市、鳥羽市、いなべ市、志摩市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町																
第3条第1項第5号に定める事務	津市、伊勢市、桑名市、いなべ市、志摩市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町																